

自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための 活動指針作成に向けた考え方

令和 5 年(2023 年)3 月版

■ 災害時の歯科保健医療支援活動の必要性

災害時には歯科医療機関も通常通りの対応はできず、生活環境が整わない避難生活による歯や口の健康被害も生じます。

通常の歯科医療提供体制が回復するまでの間の応急歯科診療活動とともに、特に避難生活が困難と考えられる災害時要配慮者の方々に対する口腔ケアやその啓発による歯科保健活動を行い、被災地域で生活される方々の健康管理を行うことが必要とされます。

■ 災害時の歯科保健医療支援活動における自治体の役割

自治体においては、平時より住民に対する歯科を含めた保健医療サービスを提供しており、災害時であろうとも継続できる体制を構築していく必要があります。

大規模災害時には、被災により自治体機能も低下しますが、住民からの要望は急増するというミスマッチが生じます。このため、必要時は自治体外から派遣の保健医療福祉チームも含めて、地域保健医療福祉支援活動が行われます。自治体は、歯科保健医療支援活動においても、自治体内外の歯科支援チームを管理・活用し、平時同様に住民に保健医療サービスを提供し続けます。

■ 目的

本「自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針作成に向けた考え方」は、自然災害発生後の整わない生活環境においても、避難所・福祉避難所生活者のみならず、被災地域で生活する全ての住民の口腔衛生を守り全身の健康を守るために、どの時期(フェーズ)にどのような歯科保健医療活動が必要となるかの概要を、理解しやすく提示することを目的としています。災害後の時間経過にあわせて、都道府県、保健所、市町村ごとに実施すべき歯科保健医療活動の要点も掲載しました。

■ 災害で生じる歯科保健医療の問題

自然災害においては、多くのインフラが影響を受けます。大規模災害時には、上下水道の復旧には、1 カ月程度の期間がかかることも予想されます。また、家屋の損壊や流出により避難所などでの避難生活を送る場合がありますが、応急仮設住宅の設置までは早くても 1 カ月程度はかかり、東日本大震災においては半年程度を要しました。

そのような環境下においては、食事を含めた生活リズムが不安定となり、口腔清掃用具や環境が整わないこともあって口腔ケアが不備になりやすく、脱水からの唾液分泌量も低下し、口腔内細菌が増加し、口腔衛生が悪化します。これにより、口腔感染症(歯周病の急性化、智歯周囲炎、口内炎など)やう蝕リスクの増加が懸念されます。

更に、高齢者や障害者などの災害時要配慮者においては、脱水からの口腔乾燥症の悪化、食形態の不適からの食事摂取量の低下、運動や栄養の不足からの口腔機能の低下、そして、口腔カンジダ症などの日和見感染が起きやすく、結果として、大規模災害時の災害関連死のおおよそ30%を占める誤嚥性肺炎の発症を招きやすくなります(図1)。

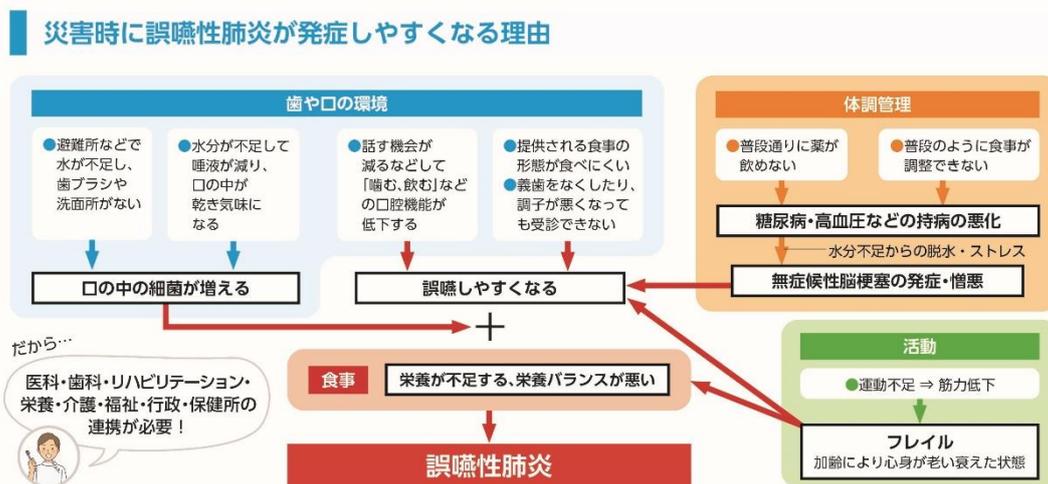


図1：災害時に誤嚥性肺炎が発症しやすくなる理由

(平成31年度～令和4年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)災害時要配慮者に対する多職種が連携した「食べる支援」体制の構築)

<http://jsdphd.umin.jp/pdf/19K10420.nkkk.4p.pdf>

■ 災害時の歯科保健医療活動とその目的

それぞれの対象のライフステージにあわせてニーズを把握し、歯科保健活動が行われることにより、二次被害とも言える歯科疾患や細菌感染症を予防することは、医療の必要性を減じるためにも重要となります。

具体的には、被災地域における歯科医療を継続して提供できる体制を確保するため、歯科診療所などの歯科医療提供拠点の早期回復に努め、必要に応じて仮設歯科診療所の設置や避難所巡回歯科診療事業の展開を検討します。

また、避難所・福祉避難所、および地域在住の災害時要配慮者に対する、口腔衛生管理の啓発・支援という歯科保健活動を行うことにより、口腔感染症および誤嚥性肺炎の予防、および口腔機能の低下を予防します。

ライフステージごとの歯科保健医療活動のポイントは、＜参考資料1＞をご参照ください

＜参考資料1＞ 図「歯科保健活動のポイント」

(全国保健師長会「災害時の保健活動推進マニュアル」より)

http://www.nacphn.jp/02/saigai/pdf/manual_2019.pdf

■ 保健医療における災害時期(フェーズ)ごとの、ニーズと対応

全国保健師長会「災害時の保健活動推進マニュアル」における保健医療における災害時期(フェーズ)は、下記の表1のように提示されています。

フェーズ	時期
0	初動体制の確立 (概ね災害発生後 24 時間以内)
1	緊急対策－生命・安全の確保－ (概ね災害発生後 72 時間以内)
2	応急対策－生活の安定－ (避難所対策が中心の時期)
3	応急対策－生活の安定－ (避難所から概ね仮設住宅入居までの期間)
4	復旧・復興対策期－人生の再建・地域の再建－ (仮設住宅対策や新しいコミュニティづくりが中心の時期)
5	復興支援期

表1: 保健医療における災害時期(フェーズ)

(全国保健師長会「災害時の保健活動推進マニュアル」)

http://www.nacphn.jp/02/saigai/pdf/manual_2019.pdf

この中で、フェーズ1における保健ニーズとして「歯科・歯科口腔衛生」など、フェーズ2における保健ニーズとして「食生活・栄養の偏り」「生活不活発病」などの記載があり、フェーズ2の活動団体として、保健師等チームとともに、JDAT(日本災害歯科支援チーム)、JDA-DAT(日本栄養士会災害支援チーム)、JRAT(大規模災害リハビリテーションチーム)が記載されています。

「歯科・歯科口腔衛生」のニーズとしては、下記の図2に示すようなものが想定され、それに対応しての歯科保健医療支援活動が必要とされます。

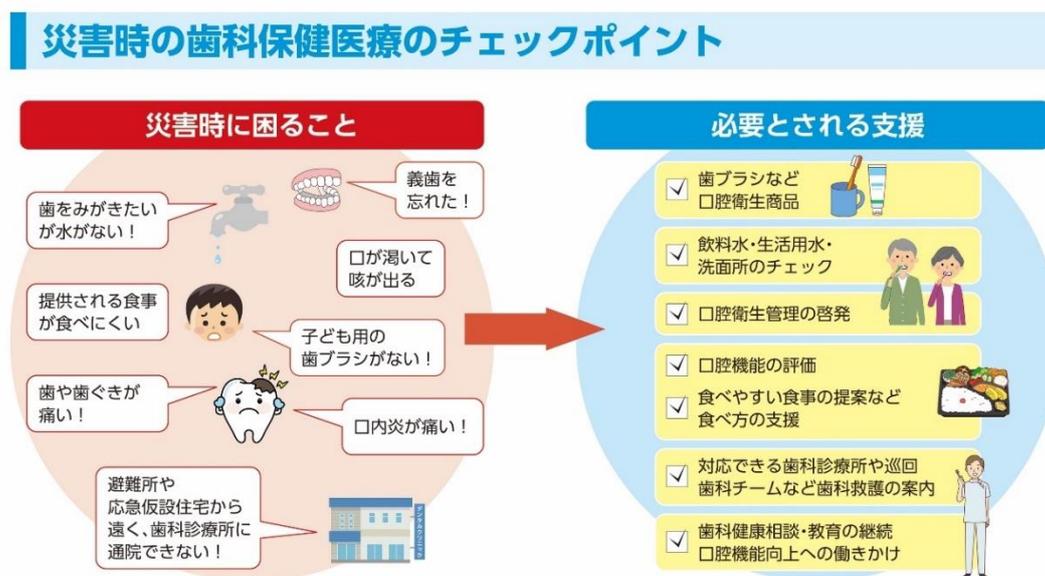


図2: 災害時の歯科保健医療のチェックポイント

<http://jsdphd.umin.jp/pdf/221A2006.nkkk.slide.8p.pdf>

必要なチェック項目は、次の図3のように整理されていますので、ご参照ください。

【歯科保健・医療対策のチェック項目と症状】

p.57参照

	チェック項目
歯科保健・医療対策	<input type="checkbox"/> 口腔衛生や口腔機能の低下に配慮が必要な対象者がいる (配慮が必要な者：乳幼児・妊婦・後期高齢者・障害児者・要介護者・糖尿病等の有病者)
	<input type="checkbox"/> 飲料水・生活用水・洗口場所が不十分である
	<input type="checkbox"/> 歯ブラシ・歯磨き剤、コップ、義歯洗浄剤、義歯ケースなど資機材が不足している
	<input type="checkbox"/> 口腔清掃状況が不十分である
	<input type="checkbox"/> 歯痛や口内炎を訴える者、食事摂取が不自由な者がいる
	<input type="checkbox"/> 歯科診療所、巡回歯科チームなどの歯科保健医療体制がない

図3: 歯科保健・医療対策のチェック項目と症状
(全国保健師長会「災害時の保健活動推進マニュアル」)
http://www.nacphn.jp/02/saigai/pdf/manual_2019.pdf

ニーズの把握においては、医療ニーズと保健ニーズのそれぞれを評価して対策を組むことが必要となります。大規模災害においては、多組織また広域で共同する活動となるために共通の書式が必要とされ、平成 28 年熊本地震以降は共通書式である「施設・避難所等 歯科口腔保健ラピッドアセスメント票(集団・迅速)」が活用されています。自治体内に設置された避難所等全体の状況を俯瞰的に把握したうえで、医療と保健それぞれの対応優先度を評価して活動方針に反映していきます。書式の詳細は、＜参考資料2＞をご参照ください。

＜参考資料2＞ 災害歯科保健活動に使用する各種様式

また、ニーズは、地域のインフラ(電気・水道・ガス)の回復とともに、常に変化し続けます。初期の活動においては、応急歯科診療とともに、口腔衛生用品の物資支援や口腔ケアの啓発、更には災害時要配慮者に対する口腔ケア支援が行われます。フェーズが移行するとともに、口腔機能の維持とともに、食形態や栄養バランスの調整までの視点を持った、歯科保健活動が必要とされます。また、新たな居住環境においての、通院手段や医療費、さらには心理面におけるサポートも必要となるかもしれません。

フェーズごとの住民からのニーズ、および歯科的課題については、＜参考資料3＞をご参照ください。

＜参考資料3＞ 表「歯科保健におけるフェーズ分類と歯科的問題点」

(全国保健師長会「災害時の保健活動推進マニュアル」より)

http://www.nacphn.jp/02/saigai/pdf/manual_2019.pdf

また、フェーズごとの歯科の支援内容については、次ページの図4をご参照ください。

災害後のフェーズ	フェーズ1	フェーズ1～2	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4
	緊急対策 —生命・安全の確保— 急性期 (避難所人数多くて変化あり) (概ね災害発生後72時間以内)	緊急対策から 応急対策への移行期 亜急性期 (避難者概ね落ち着き 福祉避難所も設置)	応急対策 —生活の安定— (災害救助法適用中)	応急対策 —生活の安定— (災害救助法適用終了)	復旧・復興対策期 仮設住宅対策や新しい コミュニティづくりが 中心の時期
歯科の対応	<ul style="list-style-type: none"> ●医療救護、口腔ケア ●会議出席、主に医療との連携 ●歯科医療機関の被災と可動状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて歯科救護所設置 ●避難所・地域(施設・在宅)の集団迅速アセスメント ●会議出席、更に保健との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●巡回での歯科保健活動 ●避難所・地域(施設・在宅)生活者への個別アセスメント ●必要に応じて個別の口腔ケア支援 ●会議出席、更に栄養・リハビリテーションと連携した「食べる」支援へ 	<ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて仮設歯科診療所の設置 ●地域歯科専門職へ引き継ぎ ●更に介護福祉との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域歯科専門職による、継続的な地域歯科保健活動へ移行

図4: 大規模災害時の歯科の支援

(平成31年度～令和4年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)災害時要配慮者に対する多職種が連携した「食べる支援」体制の構築)

<http://jsdphd.umin.jp/pdf/19K10420.nkkk.4p.pdf>

地域の歯科関係組織の協力を得てもニーズへの対応が困難な場合、もしくは、ニーズを把握していくことすら困難な場合は、一時的に外部の歯科関係組織からの支援を受け入れて活用することも検討します。外部支援は、あくまでも地域支援を一時的に増幅するためのものであると捉え、地域の歯科関係者との連携・情報共有のもとに活動いただき、活動終了後は地域歯科保健医療体制の中に引き継いでいくことが肝要となります(図5)。

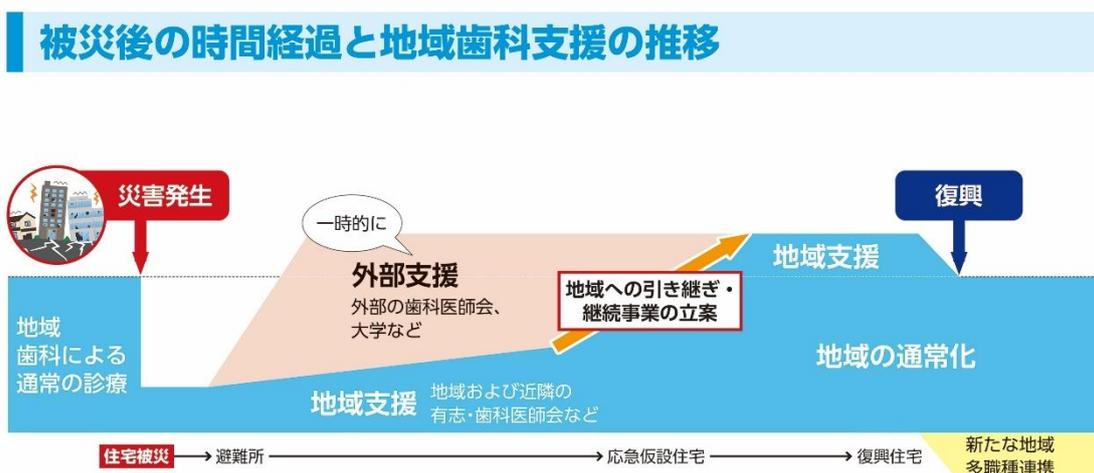


図5: 被災後の時間経過と地域歯科支援の推移

<http://jsdphd.umin.jp/pdf/22IA2006.nkkk.slide.8p.pdf>

各組織(都道府県主管課・保健所・市町村)のフェーズごとの対応については、関係機関と事前に調整し、活動内容を決めておくことが重要です。避難所等における各フェーズに応じた口腔ケア活動を<参考資料4>のように整理している都道府県もありますので、参考にしてください。

＜参考資料4＞ 避難所等における各フェーズに応じた口腔ケア支援活動

愛媛県 災害時保健衛生活動マニュアル～歯科口腔保健編～，平成 29 年 12 月（修正令和 5 年 3 月） <https://www.pref.ehime.jp/h25500/shika/documents/202303.pdf>

■ 自治体における災害時歯科の役割

都道府県、保健所、市町村は、所属の保健医療福祉調整本部などの体制を把握し、支援にあたる歯科関係組織とともに連携しながら、災害時においても地域歯科保健医療の提供体制が維持されるように、歯科保健医療支援体制を構築します。

体制に基づき、歯科保健医療関係機関との協定を締結し、研修・啓発を行うとともに、災害時に活動が必要とされた場合に依頼します。

1 平時における災害時歯科保健医療体制の整備について

(1) 災害時歯科保健医療体制の整備と、災害時歯科保健医療活動の総合調整をする者（災害歯科コーディネーター）の配置

自治体においては、迅速な評価・支援を行うために、災害時の歯科保健医療支援に関して歯科関係機関との役割の確認や情報共有等の連携を密にし、担当部署・担当者を明確にしておくことが必要とされます。

都道府県は、管轄市町村において大規模災害が生じることを念頭に、都道府県庁に設置される保健医療福祉調整本部において、歯科保健医療に関する情報を把握・管理し、外部からの歯科支援チームも含めて総合調整する者（災害歯科コーディネーター）を明確にしておきます。保健所や市町村においては、保健医療福祉調整会議に召集し、市町村における支援活動を総合調整する者（災害歯科コーディネーター）を明確にしておきます。行政機関において総合調整を行う者（災害歯科コーディネーター）を定めることが困難な場合には、歯科関係機関に協力を求める方法もあります。

また、口腔保健支援センターを設置している自治体は、口腔保健支援センターの職員が積極的に関わられるように体制を整備します。

(2) 災害時歯科保健医療活動に係る計画、マニュアル、協定等の整備

① 地域防災計画、医療計画等に係る災害時歯科保健医療活動の整備

都道府県および市町村は、災害支援活動を規定する文書内に、災害時歯科保健医療活動の必要性や概要を記載しておきます。

② 災害時歯科保健医療活動に係るマニュアル等の整備

都道府県は、保健医療福祉調整本部において、歯科保健医療に関する情報を迅速に収集・評価して総合調整を行うべく、また、保健所・市町村における災害時歯科保健医療活動が円滑に行われるための人的・物的支援の調整を行うべく、活動マニュアル等を整備します。

市町村においては、避難所を管理するとともに、災害時要配慮者の現状を把握し、災害時に口腔衛生用品も含めて支援物資を確保・整備できるように配慮し、関係歯科組織とともに、その活動マニュアル等を整備します。

保健所においては、保健所内における歯科保健医療活動への協力体制を整備し、市町村における災害時要配慮者の情報を共有しておくとともに、災害時の口腔衛生用品や関係マニュアル等を確認し、市町村との連携体制を構築します。

③ 災害時歯科保健医療活動に係る関係機関との協定の締結

自治体は、歯科医師会・歯科衛生士会・歯科技工士会、歯科専門職医育機関、病院歯科、歯科商工協会などと連携して災害時歯科保健医療活動にあたるべく、協議をします。可能であれば、災害時歯科保健医療を検討する協議会（災害歯科保健医療連絡協議会等）を組織し、継続的な協議を通じて準備を進めます。

協議した災害時歯科保健医療活動を実施するために、関係機関との協定を締結し、定期的に見直します。協定内には、被災住民に対する歯科保健活動に関する記載も含まれていることが好ましいと考えます。

さらに、各機関への迅速な連絡先を複数手段にてリストアップして整備します。

(3) 災害時歯科保健医療に係る研修及び訓練の実施

自治体は、関係機関と連携し、歯科保健医療支援活動に対応できる人材の確保及び資質向上のための専門的な研修の充実を図ります。

また、保健所、市町村職員を対象とした研修会等を通じて、災害時に歯科保健医療支援活動の必要性の理解を促進・啓発し、関係マニュアル等の周知を行います。

(4) 災害時の保健医療福祉に係る会議への参画

自治体は、災害時の保健医療福祉に関わる会議を開催する際には、災害時の歯科保健医療支援活動を総合調整する者（災害歯科コーディネーター）や、活動に関わる関係機関の代表者を招集します。

(5) 災害時の口腔衛生に係る普及啓発

自治体は、住民に対して、災害時の口腔衛生に関わる普及啓発を推進します。

- ✓ 災害時における歯と口腔の健康保持の重要性について
- ✓ 災害発生時に備えて、非常時持出袋への歯ブラシ等の備えについて
- ✓ 要配慮者のいる家庭に対する備えの必要性について

2 災害時における歯科保健医療活動の実施について

(1) 災害時の歯科保健医療体制に係る情報の収集及び連携

① 保健医療福祉調整本部及び保健医療福祉調整地域本部への参画

自治体は、災害発生後に保健医療福祉調整会議の開催にあたって、災害時の歯科保健医療支援活動を総合調整する者(災害歯科コーディネーター)を招集します。

口腔保健支援センターを設置している自治体は、口腔保健支援センター職員の積極的な関与を求めます。

② 歯科医療機関の被災状況、被災者の歯科保健医療ニーズ等の整理及び分析、情報連携等の総合調整

都道府県においては、歯科保健医療に関する情報を把握・分析と、外部からの歯科支援チームも含めた総合調整を行います。保健所・市町村においては、市町村における歯科医療施設の被災状況の確認、および、避難所などにおける歯科保健の環境整備状況などの情報の収集と管理、および支援活動の総合調整を行います。

(2) 災害時歯科保健医療活動の実施

① 災害時歯科保健医療チームの派遣調整

歯科保健医療支援が必要と評価された際には、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」等に基づき、支援にあたる歯科関係機関と調整し、派遣調整を行います。

この円滑な連携・調整にあたっては、行政の歯科専門職が自治体側の担当を担うことが望ましいと考えられ、都道府県本庁や保健所の歯科保健の所管部署に歯科専門職の配置が無い場合は、歯科医師会や大学歯学部が連携・調整に関与することが期待されます。また、自治体に歯科専門職が配置されていても保健所管部署のみの配置である場合は、医療所管部署における歯科医療の管理や評価に関しても、部署を超えて関与できることが期待されます。

なお、自治体に歯科専門職が配置されていたとしても、災害時の業務量が膨大であったり、災害業務への対応経験がなかったりして対応が困難になった場合などにおいては、同一県内の行政の歯科専門職による応援を受けられる体制も検討します。

② 災害時歯科保健医療チームの活動

歯科保健医療チームは、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士などで構成され、必要があれば歯科医療救護所における応急歯科診療対応を行います。また、避難所等における歯科保健活動を行い、住民、特に災害時要配慮者における口腔衛生の管理、口腔機能の維持を推進し、口腔疾患や口腔感染症からの健康被害を予防します。

歯科保健活動時の掲示物などについては、<参考資料5>をご参照ください。

<参考資料5> 避難所等における口腔ケア啓発用資料(日本歯科衛生士会)

③ 災害時歯科保健医療活動に関する記録・報告、情報連携

活動においては、地域全体の避難所等における歯科受療ニーズや生活環境からの口腔健康リスクを評価します。ニーズやリスクは被災状況や復旧状況により変わるため、地域や時期により、活動方針は随時調整します。

これらの評価や活動は、全て適切に記録し、保健医療調整会議にて情報共有し、必要

時の問い合わせや、活動後の総括に活用できるように、管理します。

歯科保健医療支援活動における各種共通書式については、＜参考資料2＞をご参照ください。

＜参考資料2＞ 災害歯科保健活動に使用する各種様式

④ 災害時歯科保健医療活動に係る受援（図6）

都道府県において災害支援の体制を整えても人的資源が不足する場合には、保健医療福祉調整本部から都道府県知事を通じて厚生労働省へ、JDAT（日本歯科支援チーム、Japan Dental Alliance Team）の派遣要請を検討します。地域調整本部から県調整本部、県調整本部から厚労省へJDATの派遣要請が円滑に進むよう、調整を図ります。

あわせて、都道府県歯科医師会から日本歯科医師会への情報共有等がなされるよう連携を図ります。都道府県歯科医師会は日本歯科医師会に連絡し、都道府県外からのJDATの派遣を受けるための受援体制を整えます。

これらの調整は、随時に支援活動を総合調整する者（災害歯科コーディネーター）と情報共有します。

JDAT に関しては、下記をご参照ください。

➤ JDAT（日本災害歯科支援チーム、Japan Dental Alliance Team）

JDAT（Japan Dental Alliance Team：日本災害歯科支援チーム）は、災害発生後おおむね 72 時間以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、緊急災害歯科医療や避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援すること等を目的としている。

大規模災害時には、公益社団法人日本歯科医師会が基幹事務局となり組織する日本災害歯科保健医療連絡協議会として、被災地域の都道府県の派遣要請を踏まえた厚生労働省からの要請に基づき JDAT を派遣し、被災地域に人的支援や物資の支援等を行う。

（参考）JDAT（Japan Dental Alliance Team：日本災害歯科支援チーム活動要領 2022 年 10 月（第 1 版） https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/pdf/JDAT_v01.pdf

➤ 日本歯科保健医療連絡協議会

大規模災害時の急性期から慢性期に至るまで、被災地域の避難所・仮設住宅、被災者等に対する歯科医療救護や歯科保健活動などの支援活動を迅速に効率よく、継続的に行うべく、様々な歯科関係職が連携し、歯科関係団体同士の連携や災害対応に関する認識の共通化を図るとともに、各歯科団体独自の行動計画等の情報集約や共有を促し、有事に際して国や都道府県との連携調整・協議を行うために、2015 年度に設立された組織。

（参考）日本災害歯科保健医療連絡協議会規則

https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/pdf/Disaster_Liaison_Council_Behavioral_Rule_20220810.pdf

（参考）災害歯科保健医療連絡協議会 行動指針

https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/pdf/Disaster_Liaison_Council_Behavioral_guidelines.pdf?202102

大規模災害時の歯科保健医療活動時の人的支援調整体制

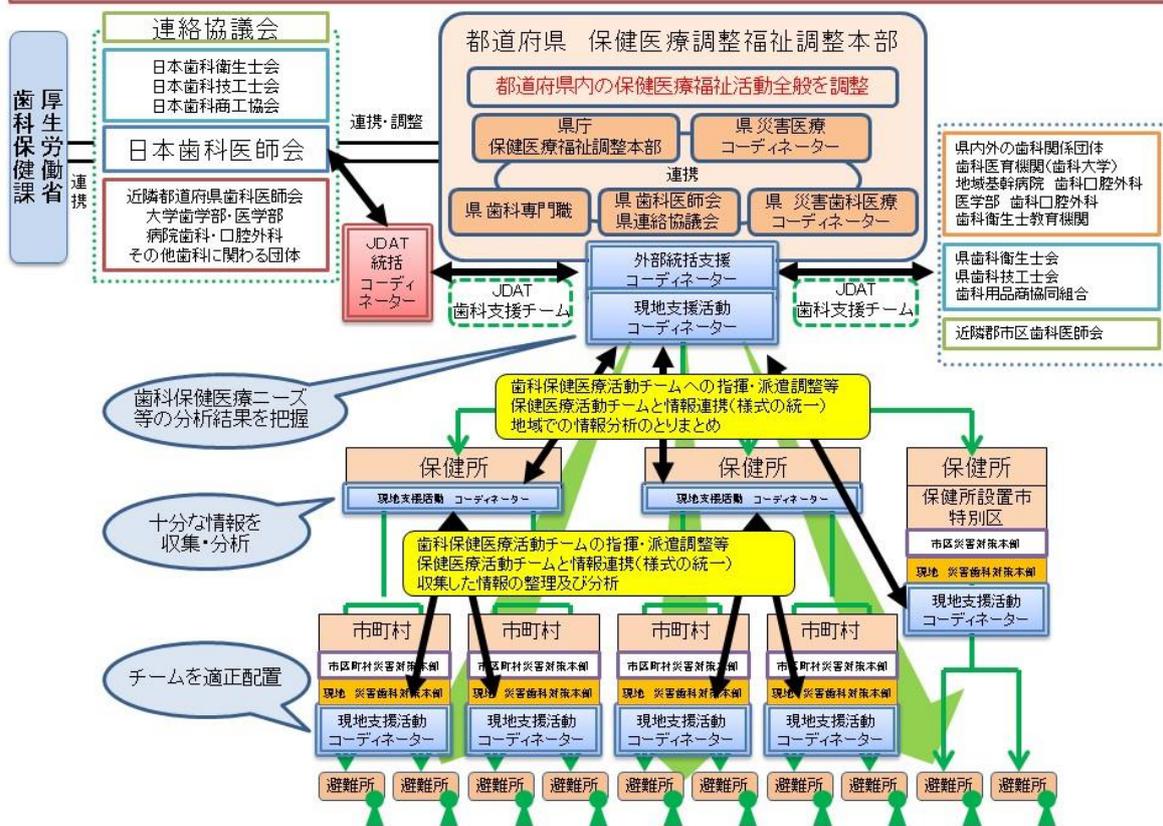


図6：大規模災害時の歯科保健医療活動時の人的支援調整体制

(JDAT(Japan Dental Alliance Team: 日本災害歯科支援チーム)活動要領)

https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/pdf/JDAT_v01.pdf

④ 災害時歯科保健活動への移行

災害時のニーズは、時期(フェーズ)とともに変化していきます。初期は、応急歯科診療、要配慮者への口腔ケア、および生活衛生環境整備が中心ですが、時間とともに口腔衛生の管理および口腔機能の維持への啓発という保健活動に移行していきます。この時期(フェーズ)ごとに変化していく集団および個別のニーズを評価し把握しながら、歯科以外の保健医療活動との連携のもとに、歯科保健医療活動を総合調整する者(災害歯科コーディネーター)を中心に活動内容を移行させていきます。

避難所対策が中心の時期においては、外部からの歯科支援チームを積極的に活用しますが、応急仮設住宅や災害公営住宅に移行するとともに、地域の歯科関係機関と連携した個別の口腔ケア活動へと移行し、復興後の地域包括ケア活動の一部としていきます。

(3) 災害時歯科保健医療活動における他の保健医療活動チームとの連携

災害時の歯科保健医療活動は、自治体のマネジメント下で実施されます。効率的に支援するには、歯科以外の保健医療活動チームとの連携が重要となります。口腔衛生の管

理や口腔機能の維持において、体調の管理、水分や栄養の摂取、および、運動との関係は深く、「食べる」機能を支えるための多職種連携が必要とされます。

歯科保健医療活動において連携すべき保健医療活動チームについては、＜参考資料6＞をご参照ください。

＜参考資料6＞ 災害時歯科保健医療活動において連携すべき保健医療活動チーム

これら災害時における歯科保健医療活動に係る調整の概要を、フェーズおよび組織ごとに図7にまとめていますので、ご参照ください。

図7: 災害時歯科保健医療活動に係る調整の概要

災害時歯科保健医療活動に係る調整の概要

	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	
歯科 ニーズ 都道府県 主管課	初期体制の確立 概ね災害発生後24時間以内 口腔顎顔面外傷への対応、広域搬送 歯科医療機能の低下	緊急対策 — 生命・安全の確保 — 概ね災害発生後2時間以内 歯科支援チーム(JDAT)派遣要請の準備・調整 歯科医療救護所設置の準備・調整	応急対策 — 生活の安定 — 避難所対策が中心の時期 被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営	応急対策 — 生活の安定 — 避難所から概ね仮設住宅入居までの時期 歯科医療救護所の閉鎖 地域歯科医療への移行・引継ぎ	復興対策 — 人生の再建・地域の再建 — 仮設住宅対策や新しいコミュニケーションづくりが中心の時期 地域歯科医療提供体制の推進	
	医療 生活環境の悪化、口腔衛生資材の不足 保健サービスの低下	生活環境がさらに悪化、口腔衛生資材の不足 避難者の口腔衛生状態の悪化	避難所等のアセスメントの実施 避難者の口腔衛生、口腔機能維持の啓発活動	福祉避難所、介護施設のアセスメントの実施 誤嚥性肺炎予防のための口腔健康管理の介入	避難所等における歯科保健活動の継続 介護者による口腔健康管理の支援 多職種連携による口腔健康管理の実施	地域歯科保健活動の推進
	保健 障害者、要介護者の介護サービスの低下 要配慮者の口腔健康管理の中断	福祉避難所の設置、介護サービスの低下 要配慮者の口腔衛生状態の悪化	福祉避難所、介護施設のアセスメントの実施 誤嚥性肺炎予防のための口腔健康管理の介入	介護者による口腔健康管理の支援 多職種連携による口腔健康管理の実施	地域歯科保健活動の継続	地域歯科保健活動の推進
保健所	保健医療福祉調整本部への災害歯科医療 コーディネーター等の歯科保健医療関係者 の招集 ・歯科関係団体との連絡、情報共有 ・被災状況の確認(被災地域、被災者数、歯 科医療機関の被災状況等) (現地調整本部(保健所)が必要とする場合の 歯科関係状況の把握(調整支援)) ・現地調整本部(保健所)、本庁各課との連絡、 情報共有(各課の役割、問合せ窓口の確認 等) ・歯科保健医療関係支援物資、啓発資料等の 確認と準備(現地調整本部からの情報収集、歯 科医療機関への物資発送依頼) ・現地本部からの被災状況報告に応じた 国への派遣調整要請、受援体制の構築	・保健医療福祉調整本部への災害歯科医療 コーディネーター等の歯科保健医療関係者 の情報共有 ・歯科関係団体との情報共有 ・現地調整本部(保健所)、本庁各課との歯科 保健医療関係被災状況等の情報共有、分析	・被災状況の把握(保健所)からの被災状況報告 に応じた歯科支援チーム(JDAT)活動計画の 見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討	・都道府県内及び地域における歯科保健医 療支援体制の確認 ・仮設住宅等における歯科ニーズの把握、 支援体制の検討 ・歯科支援チーム(JDAT)派遣終了の決定、 国等への報告	・仮設住宅等における歯科ニーズの把握、支 援活動の見直し、活動終了時期の検討	
	・現地保健医療福祉調整本部会議への地域災害 歯科医療関係者との情報共有 ・地域歯科関係団体との情報共有 ・歯科保健医療支援計画の見直し、県調整本 部への報告 ・歯科保健医療支援物資、啓発資料等の確認と 不足物資の確保(県調整本部へ要請) ・被災状況の把握(保健所)からの被災状況報告 に応じた歯科支援チーム(JDAT)活動計画の 見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討	・被災状況の把握(保健所)からの被災状況報告 に応じた歯科支援チーム(JDAT)活動計画の 見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討	・被災状況の把握(保健所)からの被災状況報告 に応じた歯科支援チーム(JDAT)活動計画の 見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討	・被災状況の把握(保健所)からの被災状況報告 に応じた歯科支援チーム(JDAT)活動計画の 見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討	・被災状況の把握(保健所)からの被災状況報告 に応じた歯科支援チーム(JDAT)活動計画の 見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討	
	・被災状況の把握(保健所)からの被災状況報告 に応じた歯科支援チーム(JDAT)活動計画の 見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討	・被災状況の把握(保健所)からの被災状況報告 に応じた歯科支援チーム(JDAT)活動計画の 見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討	・被災状況の把握(保健所)からの被災状況報告 に応じた歯科支援チーム(JDAT)活動計画の 見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討	・被災状況の把握(保健所)からの被災状況報告 に応じた歯科支援チーム(JDAT)活動計画の 見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討	・被災状況の把握(保健所)からの被災状況報告 に応じた歯科支援チーム(JDAT)活動計画の 見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討	
市町村	・市町村対策本部の立上げにおける地域歯科 医療関係者の招集(地域の代表歯科医師等) 被災状況の確認(被災地域、被災者数等)、 避難所設置の検討 ・被災状況や避難所設置状況を踏まえた口腔 衛生用品等の歯科保健医療関係物資や啓発 資料等の確認を行い、不足する場合は現地 調整本部に支援要請 ・歯科支援チーム(JDAT)の受援体制の準備	・市町村対策本部会議への地域歯科医療関係者 の出席依頼(地域の代表歯科医師等) ・歯科保健医療に係る被災状況の情報収集、現 地調整本部への報告・相談 (現地調整本部が必要とする場合の歯科専門 職の派遣要請) ・避難所等における歯科保健医療関係支援物資 の確認、不足する場合は現地調整本部に要請	・被災状況の把握(保健所)からの被災状況報告 に応じた歯科支援チーム(JDAT)活動計画の 見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討	・被災状況の把握(保健所)からの被災状況報告 に応じた歯科支援チーム(JDAT)活動計画の 見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討	・被災状況の把握(保健所)からの被災状況報告 に応じた歯科支援チーム(JDAT)活動計画の 見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討	
	・被災状況の把握(保健所)からの被災状況報告 に応じた歯科支援チーム(JDAT)活動計画の 見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討	・被災状況の把握(保健所)からの被災状況報告 に応じた歯科支援チーム(JDAT)活動計画の 見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討	・被災状況の把握(保健所)からの被災状況報告 に応じた歯科支援チーム(JDAT)活動計画の 見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討	・被災状況の把握(保健所)からの被災状況報告 に応じた歯科支援チーム(JDAT)活動計画の 見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討	・被災状況の把握(保健所)からの被災状況報告 に応じた歯科支援チーム(JDAT)活動計画の 見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討	
	・被災状況の把握(保健所)からの被災状況報告 に応じた歯科支援チーム(JDAT)活動計画の 見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討	・被災状況の把握(保健所)からの被災状況報告 に応じた歯科支援チーム(JDAT)活動計画の 見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討	・被災状況の把握(保健所)からの被災状況報告 に応じた歯科支援チーム(JDAT)活動計画の 見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討	・被災状況の把握(保健所)からの被災状況報告 に応じた歯科支援チーム(JDAT)活動計画の 見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討	・被災状況の把握(保健所)からの被災状況報告 に応じた歯科支援チーム(JDAT)活動計画の 見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討	